

(平成24年10月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月
年金事務所から、A社で勤務した期間のうち、平成 15 年 4 月の賞与に係る標準賞与額の記録が年金記録に反映されていない可能性がある旨の文書が届いた。同年 4 月に賞与が支給されたと思うので、調査の上、当該賞与の記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成 15 年 4 月に賞与が支給されたと思うが、標準賞与額の記録が無い。」と申し立てている。

しかしながら、A社は、「申立人はB職と称する歩合制の従業員であり、B職には賞与を支給していない。」旨回答しているほか、申立人が同社からの給与等振込先としていた金融機関から提出された申立人に係る預金取引明細表を見ると、平成 15 年 4 月中に賞与とみられる金額の入金は確認できない。

また、C健康保険組合から提出された申立人に係る適用台帳を見ると、平成 15 年 4 月の標準賞与額の記録は無い。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。